

# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 定 例 教 育 委 員 会							
開 会 日	令和 8 年 3 月 2 4 日 (火)						
開 会 時 間	午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 4 5 分						
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室						
出 席 者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">教 育 長</td> <td style="text-align: center;">丹宗教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 委 員</td> <td style="text-align: center;">堤 委員                      鳥飼委員                      長崎委員 山田委員                      槇原委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局</td> <td>豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 吉谷スポーツ振興課長 手島教育総務課指導主事 筒井教育総務課 副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長</td> </tr> </table>	教 育 長	丹宗教育長	教 育 委 員	堤 委員                      鳥飼委員                      長崎委員 山田委員                      槇原委員	事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 吉谷スポーツ振興課長 手島教育総務課指導主事 筒井教育総務課 副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長
	教 育 長	丹宗教育長					
	教 育 委 員	堤 委員                      鳥飼委員                      長崎委員 山田委員                      槇原委員					
事 務 局	豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 湊上教育部副理事 兼学校教育課長 川副学事課長 北御門社会教育課長 八谷図書館長 吉谷スポーツ振興課長 手島教育総務課指導主事 筒井教育総務課 副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長						
提 出 議 案	<p>第 3 8 号議案 佐賀市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則</p> <p>第 3 9 号議案 佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則</p> <p>第 4 0 号議案 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について</p> <p>第 4 1 号議案 第 3 次佐賀市立図書館サービス計画の一部改訂について</p> <p>第 4 2 号議案 職員（管理職）の人事異動について</p>						
協 議 事 項	な し						
報 告 事 項	<p>令和 8 年度学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の新設及び再設置について</p> <p>令和 8 年度学校給食費について</p> <p>第 3 回社会教育委員の会議の報告について</p> <p>富士しゃくなげ湖水上競技場の指定管理者制度の導入について</p>						
欠 席 委 員	0 名						
傍 聴 者 数	0 名						
報 道 関 係 者	0 名						
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長      筒井 倫子						

## 日程1 開会の宣告

(丹宗教育長)

それでは、定刻になりましたので、これより佐賀市教育委員会3月定例会を開きます。

佐賀も開花宣言が出まして、いよいよこれから春本番というところです。来年度の学校の人事異動につきましても、今朝の新聞で発表というところで、いよいよ次年度に向けて、それぞれ準備が始まっていくことだろうと思っております。教育委員の皆様におかれましては、また次年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。

ここで会議の非公開と日程につきましてお諮りします。

本日の議案のうち、第42号議案『職員（管理職）の人事異動について』は、佐賀市教育委員会会議規則第13号第1項に規定する非公開事項「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」に該当するため、非公開とします。

したがって、非公開とした第42号議案の審議を日程6のその他の後とし、公開事項を先にご審議いただきたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 日程2 会議録の承認

(丹宗教育長)

それでは、日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(筒井教育総務課副課長兼総務係長)

2月10日の臨時教育委員会及び2月24日の定例教育委員会の会議録につきましては、先日、皆様にお送りしたとおりです。よろしくお願いいたします。

(丹宗教育長)

報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認します。

## 日程3 教育長報告

(丹宗教育長)

次に、日程3、教育長報告です。

タブレットをご確認ください。

先月末から今月の行事ということで、まず佐賀市議会2月定例会が2月26日から本日3月24日までということで無事終了いたしました。

次、2番目です。佐賀市立小・中学校の在り方について、検討して望ましい学校教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を目指すということで、基本的な考え方と、その実現に向けた具体的な方策について検討することになり、第1回委員会を開催しました。委員長に佐賀大学の嘉村教授、副委員長に西九州大学の草場教授を選出し、嘉村教授に諮問文をお手渡ししました。当日は、事務局から佐賀市の小・中学校の現状、そして国の考え方、また、本市が目指す教育について報告し、そのあと、各委員からそれぞれ所感をいただきました。

次、3番目、佐賀県ユニセフ協会2026年度定例役員総会があり、私が理事として

総会に出席しました。「すべての子どもの命と権利を守る」という、ユニセフの活動、この輪を広げるために、佐賀県でも様々なイベント等を開催して活動されています。そのことについての報告がありました。

次、4番目、姉妹都市アメリカ・グレンズフォールズ市に派遣する中高生の訪問団の派遣前市長表敬に立ち会いました。訪問団は、中学生が10名、高校生も10名予定しておりましたが、1名辞退が生まれて、高校生9名、引率者が5名で、合計24名、明日3月25日から4月4日までの11日間、アメリカのグレンズフォールズ市を訪れます。グレンズフォールズ市滞在の1週間はホームステイをするということで、中学生、高校生それぞれ1名ずつが力強く抱負を述べてくれました。

教育長報告は以上です。

何かご質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑がないようですので、教育長報告を終わります。

#### 日程4 提出議案

(丹宗教育長)

続いて日程4、提出議案です。

第38号議案『佐賀市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則』について、説明をお願いします。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

議案書1ページと議案等資料1ページをお願いします。

今回の改正は、令和8年4月1日に予定されている佐賀市の組織機構の改編及び職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、教育委員会関係の規則も整備する必要があるため、提出するものです。

まず、第1条です。佐賀市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則について、スポーツ振興課を所管する部の名称が「地域振興部」から「地域共創部」に変わることによって併せて、規則中の名称を改めます。

続いて、第2条、佐賀市教育委員会組織規則の改正についてご説明します。

佐賀市では、職務や職責に応じた給与体系とするため、行政職給料表、等級別基準職務表の再編を行い、補職名が変更されています。それに伴い、第6条から第9条にかけて、関連する部分を修正します。新旧対照表は、議案等資料の2ページ及び3ページに記載しております。

また、教育部においては、生徒指導や教育相談、不登校支援をさらに充実させるため、学校教育課の「義務教育指導係」を再編し、新たに「生徒支援係」を設置します。

最後に、第3条、佐賀市教育委員会事務局職名規程の改正です。こちらも補職名の変更に伴い、事務局内の職名を整理するものです。新旧対照表は、議案等資料の4ページに記載しております。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

この件に関して、何かご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特にご異議等ないようですので、第38号議案につきましては、原案のとおり承認します。

では、第39号議案『佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則』について、説明をお願いします。

(北御門社会教育課長)

それでは、議案書の3ページをお願いします。社会教育課から、第39号議案『佐賀市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則』について説明します。

今回の改正内容につきましては、これまで佐賀市財務規則103条で規定されていた契約書作成を省略できる金額の範囲内で与えていた公民館長の支出負担行為及び支出命令に関する専決権限について、令和7年10月1日施行の佐賀市財務規則改正内容に応じ、1件「20万円」未満から「30万円」未満に変更するものです。別冊議案等資料の5ページに新旧対照表を掲載しております。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

それでは、この件について、何かご質問ないでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この第39号議案につきましては、原案のとおり承認します。

では、第40号議案『業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について』、説明をお願いします。

(淵上教育部副理事兼学校教育課長)

それでは、議案書の4ページと議案等資料の6ページをご覧ください。第40号議案『業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について』です。

議案等資料の6ページにありますように、「佐賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をこれまで教育委員会、教育総合会議等で吟味をし、策定しました。内容は前回から変更はございません。この計画については、4月1日施行を行いまして、その後、校長会で校長先生方への周知、また、ホームページへ掲載して市民の方への周知を進めていく予定です。

(丹宗教育長)

何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第40号議案については、原案のとおり承認します。

では、第41号議案『第3次佐賀市立図書館サービス計画の一部改訂について』、説明をお願いします。

(八谷図書館長)

では、5ページをお願いします。第41号議案、第3次佐賀市立図書館サービス計画(改訂版)についてです。

別冊の第3次佐賀市立図書館サービス計画(改訂版)の1ページをお願いします。

サービス計画の一部改訂の概要について記載をしています。現在の第3次図書館サービス計画が令和3年度から7年度となっております。本来であれば、令和8年度から新たに第4次計画を策定して図書館の運営に取り組むところですが、本館の大規模改修工事に伴う休館期間と重なり、また、リニューアル後のサービスや施策等も盛り込む必要があるので、第4次計画は本館のリニューアルに併せて作成することとし、それまでは第3次計画の一部改訂によりサービスを継続したいと考えております。

なお、改訂版の期間は、令和8年度からリニューアル後の本館開館までとしております。

サービスの主な修正点等については、3月の教育委員研修会で説明した内容と変更はございません。同じ内容となっております。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

別冊資料はタブレットに掲載しておりました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第41号議案については原案のとおり承認します。

## 日程5 報告事項

(丹宗教育長)

次に、日程5、報告事項に移ります。

まず、「令和8年度学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の新設及び再設置について」、説明をお願いします。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

教育総務課から説明します。毎年、翌年度にコミュニティ・スクールを新たに設置または再設置するというものにつきましては、3月の定例教育委員会で報告させていただいているところです。令和8年度につきましては、新たに2校、再設置で3校をコミュニティ・スクールとして運営をしていくこととなります。

なお、コミュニティ・スクールにつきましては、一度設置したらそのままずっと継続ということではなく、経過を見ながら3年間期間を区切って検討して再度設置をしております。

現在は、20協議会24校、来年度から22協議会27校ということになります。来年度の新設置と継続してやっていく3校の再設置について、担当の手島指導主事から説明を差し上げます。よろしくをお願いします。

(手島教育総務課指導主事)

議案書の7ページをご覧ください。川副中学校のコミュニティ・スクールの設置についてのご報告です。川副中学校は、「自分で考え、判断し、行動する、自律した生徒の育成」を教育目標に掲げ、生徒の主体性を重んじた教育活動を推進しています。また、地域には三重津海軍所跡や佐野常民ゆかりの歴史資源があり、地域の特色を生かした教育活動が行われております。準備期間においては、令和6年度よりPTA役員を対象とした勉強会を実施し、令和7年度には学校評議員会において、制度の趣旨や現状、評議員制度との違いについて説明を行い、段階的に理解を深めながら準備を進めてまいりました。さらに、準備委員会において、規則や学校経営方針の確認を行い、円滑な設置に向けた体制を整えております。同じく資料7ページには、令和8年度の活動予定、資料8ページには、学校運営協議会の開催計画、資料9ページには、委員の案を掲載しております。

ページ中ほど、6番、学校運営協議会設置についての所見です。準備過程では、「目標よりも目的を明確にするべき」、「ビルド&ビルドにならないように、やめる視点も必要」といった意見が出され、制度導入そのものを目的化せずに、持続可能な運営体制を目指す熟議が行われてきました。学校と地域が目的を共有し、実効性のある協議会運営を目指す基盤が整いつつあることから、1年目からの円滑な活動を期待されるところです。

続いて、資料の10ページをご覧ください。芙蓉校のコミュニティ・スクールの設置についてのご報告です。芙蓉校は、小中一貫校として9年間を見通した教育を実施しており、地域や育友会と連携した教育活動を展開しています。準備期間では、令和5年度より学校評議員会で制度の検討を開始し、市教育委員会のオブザーバーの助言を受けながら複数回の協議を重ねてまいりました。令和7年度には具体的な運営要綱(案)、委員構成(案)、年間計画を提示され、開催時間や代理出席規程など、働き方改革や委員の実情にも配慮した体制整備が進められてきました。

同じく10ページには、令和8年度の活動予定、11ページには学校運営協議会の年間計画予定、それから、資料12ページには委員（案）を掲載しております。

12ページ中ほど、設置についての所見です。段階的な準備を通して制度を目的化することなく、できることから着実に取り組む姿勢が共有されております。学校・地域・保護者が協働して学校運営に参画する基盤が整いつつあることから、令和8年4月1日付で設置することとします。

以上、「佐賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条」に定める目標を達成できるものと判断し、令和8年4月1日付で川副中学校、芙蓉校に学校運営協議会を設置します。設置期間は3年間です。今回の新設により、佐賀市のコミュニティ・スクールが22協議会27校となります。

続きまして、コミュニティ・スクールの再設置についてご報告します。資料13ページをご覧ください。

西与賀小学校のコミュニティ・スクールの再設置についてです。平成29年度に設置され、令和7年度で9年目となっております。学校経営方針や教育課程、予算の基本方針の承認に加え、全国学力・学習状況調査や学校評価結果を踏まえた熟議を継続的に実施され、学校と地域が課題を共有する体制が定着しております。

令和7年度は、佐賀市学校教育ビジョンをテーマに、「自律・尊重・創造」の視点から教育活動を地域の方とともに捉え直す協議も行われ、市の教育方針に沿った運営が図られております。

アンケート結果は14ページのとおりです。地域の方々が学校運営に参画していることを知っているという回答する保護者の割合は年々上昇しており、学校だよりやホームページを通じた情報発信の成果がうかがえます。また、地域資源を活用した体験学習についても肯定的回答が回復傾向にあり、地域とともにある学校づくりが着実に浸透していることが確認できます。

最後に、所見をご覧ください。長年の熟議の積み重ねにより協議会機能が定着し、市の学校教育ビジョンを踏まえた学校運営が行われていることから、規則の目的に沿った良好な活動状況にあると判断できます。よって、3年間の再設置を行うことで、地域とともにある学校づくりのさらなる深化が期待されます。

続いて、資料15ページをご覧ください。大詫間小学校のコミュニティ・スクール再設置についてです。大詫間小学校は令和2年度に学校運営協議会を設置し、学校教育と地域教育の改善を常に図っており、令和8年度から3期目の再設置となります。地域資源を生かした体験活動や見守り活動を継続的に展開されております。潮干狩りや海苔体験、農業体験など、大詫間ならではの学習を通して、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進められており、授業参観や学校行事参観を踏まえた熟議も定着しております。

アンケート結果は16ページのとおりです。「地域や郷土を愛する心が育っている」と回答する保護者は、肯定的な意見が3年連続で100%となっており、地域連携活動が確実に成果として表れております。また、児童アンケートでも、9割が地域のよさを実感していると肯定的に回答しており、体験的な学びが児童の郷土理解につながっていることを確認できます。

最後に、16ページの所見をご覧ください。ICT活用と対話的な学びの両立、SNSトラブルへの対応、児童の意欲や将来展望を育む取組、教職員の働き方改革への配慮など、改善に向けた視点も共有されており、この協議会が学校運営の質的向上に資する機能を果たしております。よって、大詫間小学校は良好な活動状況にあると判断できるため、3年間の再設置を行うことで、より一層の教育活動の充実が図られることを期待されます。

最後に、資料の17ページをご覧ください。金泉中学校のコミュニティ・スクールの再設置についてです。金泉中学校は、令和5年度からコミュニティ・スクールとなり、令和7年度で3年目となりました。学校教育目標「元気あふれる学校」、「志をもち夢を

かなえる学校」の達成に向け、生徒の姿を共有し、学校評価や教育課題について熟議が重ねられています。佐賀市学校教育ビジョンに基づく「自立・尊重・創造」の育成についても協議が行われ、教育活動の重点化に反映されております。

アンケート結果は18ページのとおりです。「地域や社会をよくするために、何か知りたいと思うか」という問いに対し、肯定的に回答する制度の割合は年々高くなっております。また、郷土学習や職場体験などで地域人材を活用した取組も継続されており、生徒が地域との関わりを通して主体的に学ぶ環境が整っていることがうかがえます。さらに、金泉中学校では3つの小・中学校で「めざす15歳の姿」を共有し、小中9年間を見通した教育活動も展開されており、校区全ての学校がコミュニティ・スクールとなったことで、地域と連携した小中一環教育が進んでいることも成果として読み取れます。

最後に、所見をご覧ください。協議会としての機能が3年間で定着し、現代的課題にも対応しながら学校運営の質的向上に寄与しております。よって、金泉中学校に関しましても良好な活動状況にあると判断できるため、3年間の再設置でさらなる生徒の成長を支える体制の充実が図られることが期待されます。

以上、西与賀小学校、大詫間小学校、金泉中学校は、今年度末で3年間の設置期間が終了しますが、次の3年間の再設置を行います。

報告は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの報告につきまして、何かご質問ありましたら、長崎委員どうぞ。

(長崎委員)

川副中学校の学校運営協議会の委員さんのメンバーの中に佐賀駐屯地の方がいらっしゃいますが、佐賀駐屯地は、校区で言うと一番近いところは南川副小もかなと思いますが、こちらにも入っておりますか。

(手島教育総務課指導主事)

南川副小学校は、まだコミュニティ・スクールの設置がなされていません。川副中学校は、この駐屯地と一緒に清掃活動をされているということもあって、連携を図る視点からご依頼をされている状況です。

(長崎委員)

ありがとうございます。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで学校としては50%を超えることとなります。着実にコミュニティ・スクールが増えていっているという状況です。

コミュニティ・スクールにすることが目的ではありませんが、実際にコミュニティ・スクールを増やして行って、地域とともに、地域の子どもは地域で育てるという、そういう思いで皆さん取り組んでいただいていると思っております。

それでは、特になければ、これで本件についての報告は終わります。

次に、「令和8年度学校給食費について」、説明をお願いします。

(川副学事課長)

議案書の19ページをお願いします。学事課から令和8年度の学校給食費について報告いたします。学校給食費につきましては、佐賀市学校給食管理運営規則第10条に基づき、保護者が負担すべき額として教育委員会が決定しており、毎年3月の定例教育委

員会において、翌年度の学校給食費を報告しております。

議案書19ページの1、2、3はそれぞれ小学校の完全給食、中学校の完全給食、中学校の選択制給食の一食当たりの給食費です。給食費検討委員会の答申を受け、12月の定例教育委員会においてご審議いただき、決定した額となっております。

続いて、4のミルク給食です。学校給食用の牛乳の供給価格につきましては、毎年佐賀県が行う入札で決定されております。落札額から国の補助金を差し引いた額が保護者負担額となっております。例年、2月末から3月の初旬に翌年度の金額が通知されており、令和8年度のコличествоは1本あたり税込み71円38銭で、今年度から2円88銭上昇しております。

以上が令和8年度の学校給食費となりますが、2月10日の臨時教育委員会でご説明したとおり、小学校の給食費につきましては、令和8年度から国による学校給食費の抜本的な負担軽減と併せ、国、県からの支援額超過分を市が補助することで無償化を行うこととなっております。

また、中学校給食費につきましては、令和7年度と同様に国の物価高騰対策交付金を活用して保護者負担額を軽減することとしております。この結果、保護者負担額につきましては、一番下の表のとおりとなっております。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの報告につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質問がなければ、これで本件についての報告は終わります。

次に、「第3回社会教育委員の会議の報告について」、説明をお願いします。

(北御門社会教育課長)

それでは、議案書20ページをお願いします。あわせて、別冊の議案等資料14ページから24ページに会議当日の資料を添付しております。議案書の20ページで説明をします。

まず、開催日時は令和8年2月6日金曜日、午前10時から2時間程度の開催でした。場所は青少年センター大会議室です。出席委員は、社会教育委員13名中11名がご出席いただいております。出席委員につきましては記載のとおりです。傍聴者は1名でした。議題は、1つが佐賀市社会教育助成事業補助金について、2つ目が、デジタルデバインド対策についてでした。報告事項が、令和7年度佐賀市シン・二十歳のつどいについての1件でした。

まず、議事の1つ目、佐賀市社会教育助成事業補助金についてです。別冊の議案等資料16ページをお願いします。

現在、補助金を交付している社会教育関係団体は7団体です。来年度、令和8年度も同様の団体への補助を予定しております。委員からのご意見、質問及び回答につきましては、資料に記載のとおりです。

続きまして、議事の2つ目、デジタルデバインド対策についてです。別冊の議案等資料は18ページからになります。

ICTの急速な普及に伴い、利用できる人とできない人との情報格差解消に向けた取組について、社会教育委員の皆様からご意見を頂戴いたしました。お手元資料21ページ以降、主に下線を引いた部分が主要な意見です。デジタルデバインド対策につきましては、ICTは、人と人とのつながりの下に活用すべきであること。また、便利さと危険性は表裏一体であるため、単に操作方法を伝えるだけではなく、リスクやトラブルの対策も同時に進めていく必要があることが共有されました。これらを意識して、事務局としましても、他の部署や団体とつながり合いながら、デジタルデバインド対策の取組を検

討してまいりたいと考えております。

最後に報告事項、令和7年度佐賀市シン・二十歳のつどいについてです。

令和8年1月11日に開催した佐賀市シン・二十歳のつどいについて、社会教育委員に報告をしました。二十歳のつどいにご臨席賜りました社会教育委員からいただいた主な意見をお手元資料の24ページ、25ページに掲載しております。教育委員の皆様からと同様、たくさんの意見を頂戴しております。委員の皆様からいただいたご意見を参考に、次年度の式典がよりよいものとなるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの報告につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。

いろんな意見が出て、二十歳のつどいも前のほうがよかったという方もいらっしゃる中で、おおむね肯定的な意見が多いかなと思えました。少しこういうところを工夫したらという意見等もあったようですね。

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質問がなければ、これで本件についての報告は終わります。

次に、「富士しゃくなげ湖水上競技場の指定管理者制度の導入について」、説明をお願いします。

(吉谷スポーツ振興課長)

議案資料の26ページをご覧ください。スポーツ振興課から、富士しゃくなげ湖水上競技場の指定管理者制度の導入について説明します。

本件につきましては、2月定例会の総務常任委員会で説明しておりまして、教育委員の皆様にも報告するものです。

まず、1番の導入の目的です。令和4年5月の施設の供用開始以降、職員非常駐で運営をしている水上競技場を効果的・効率的に管理運営し、スポーツ振興と中山間地域の振興を図るため、令和9年4月から指定管理者制度を導入するものです。

2番の導入理由としては、5つを挙げております。1つ目に、ローイング、カヌーといった競技優先から職員常駐で釣りや遊具を使った水遊びなどの水上レジャーを含む多目的利用に対応できるようにし、佐賀2024国スポのレガシーである当施設を持続的に活用し、地域のにぎわい創出の拠点として生かすというのが1つ目の理由です。

2つ目は、職員が常駐することによりまして、水位に応じた浮き栈橋の調整や天候急変、発雷などによる利用者への対応が即時にできるといった効果的・効率的な管理を行うためです。

3つ目は、スポーツ振興課だけで行っております施設利用手続を現地でもできるようにすることで、利用者の利便性向上を図ります。それから、現在は利用予定がない日は施設を閉場しておりますが、駐車場、管理棟を常時開けることによって、例えば、ドライブ中に駐車場で休憩していただいたり、テラスから景観を楽しんでもらったりして、施設の認知度向上にも期待できるというところです。

4つ目は、都市・地域再生等利用区域の指定制度、通称「河川空間のオープン化」と言いますが、この制度を活用しまして、指定管理者が自主事業を行い収益を上げるといったところも期待できます。

5つ目は、現地に職員を置くことで、利用者の意見、ニーズを施設の管理運営や自主事業に直ぐに反映しやすくなるということで導入したいと考えております。

ここで、4つ目の理由で説明しました都市・地域再生等利用区域の指定制度について、29ページでご説明します。

この制度は、原則営利活動が行えない水上や河川敷などの河川空間において、国土交通省から区域の指定を受けることで、民間事業者などが営利活動を行うことができるようになる制度です。

上のイメージ図にありますとおり、この指定を受けることで、例えば、水上では観光船の運行ができたり、陸上ではオープンカフェの営業といった営利活動ができるようになります。この指定を受けるには、地域の合意を受けた上で、自治体から国土交通省に要望書を提出することになっておりますので、地域団体の嘉瀬川ダム利活用推進協議会とこれまで協議を行ってまいりました。

28ページをご覧ください。嘉瀬川ダム利活用推進協議会とは、地元の農協、森林組合、スポーツ協会などの各種団体の代表者で構成された団体です。この団体は、嘉瀬川ダムと、その周辺環境の活用による地域振興策を示した嘉瀬川ダム水源地域ビジョン、それと、湖面利用に関する取り決め事項である富士しゃくなげ湖利用ルールを定めておりまして、河川空間のオープン化に係る地域合意の相手方として調整を図ってきたところです。

次に、30ページをご覧ください。ここに示しておりますとおり、協議会とは、指定を受ける範囲を赤色の湖面のA、B、Cの部分と、緑色の陸上部分、D、Eとすることで協議、合意を得ております。湖面区域のAの部分では、カヌーやローイングなどの貸艇、それから、カヌー、ローイング教室ですとか、水上自転車での水上ツアーや釣り、遊覧船など。それから、Bの部分では、水上遊具を使った水遊び、Cの部分では、水上スキーやバナナボートなどの水上アクティビティ、それから、陸上のD、Eの部分では、広場を活かしてマルシェなどのイベント、それから、キッチンカーなどの飲食店営業、ふわふわ遊具などを置くなどして、実現可能性があるものを計画として盛り込み、指定を受けたいと考えております。

では、26ページにお戻りください。3番の経過です。令和4年5月に職員非常駐で施設の供用を開始し、翌5年の4月からは指定管理者の導入に向けて協議会と協議をスタートさせております。6年11月には、協議会と指定管理者制度の導入と水上競技場での水上スポーツ、水上レジャーに取り組むことを確認しまして、令和7年1月に、協議会に、このオープン化についての説明を行いました。

これを受けて、協議会において実証実験をすることを決め、4月から実証実験として釣りの日を定期的に設定したり、水上自転車やバナナボートなどの水上レジャー、陸上でのふわふわ遊具体験やキッチンカーの出店などをまとめたイベント開催などに取り組んでまいりました。10月には、これらの実証を踏まえ、需要と収益が見込めるということで、嘉瀬川ダムの河川空間でのオープン化事業に取り組むことを決定しまして、令和8年1月開催の協議会の臨時総会において、国への要望書提出に必要な地域合意の承認をいただいております。

4の指定管理者の選定方法ですが、管理運営と自主事業を一体的に提案してもらい、民間の発想、企画力を活用するため、プロポーザル方式による公募にしたいと考えております。それから、市と指定管理者、地元の役割分担は、5番に示しておりますとおり、市は指定管理者の公募団体から提案されます施設管理、自主事業、オープン化事業の計画について審査を行い、指定管理者を選定します。その後、指定管理料を支払って、この管理者に施設の管理運営をお任せします。指定管理者は、施設利用者から利用料金をいただいて様々なサービスを提供します。

市と指定管理者、協議会の三者は、施設の管理や湖面環境を生かした体験メニューの考案、これに伴う湖面ルールの変更などを都度協議、相談しまして、水上競技場はよりよい中山間地域の拠点施設となるよう検討していく予定です。

6番の今後のスケジュールですが、2月に指定要望書提出のための事前資料を国に対して提出しておりまして、先週国の確認作業が終わったため、近く正式な要望書を提出し、国での審査を経て指定を受けられる見込みです。

4月には、改めて協議会に実証実験を再委託しまして、今年度実施した水上アクティ

ビティに加え、新たなアクティビティを試しながら、より人気と収益性があるメニューの選別を行ってまいります。

6月には、水上競技場条例に指定管理者による管理ができるよう条文を追加する改正案を上程しまして、8月には指定管理者の公募、10月には候補者を選定し、12月の定例会で指定管理者の指定議案を提出、承認いただきましたら、令和9年4月から指定管理者による管理運営を始める予定です。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。どうぞ、長崎委員。

(長崎委員)

指定管理者って、結構区域というか、範囲が広いと思うんですけど、例えば、湖面のところと陸上では、指定管理者の得意分野があると思いますが、1つの指定管理者なのか、それとも、複数あり得るのでしょうか。

(吉谷スポーツ振興課長)

単一の事業者の場合もあれば、複数事業者が組んでのJVですね、合同体というものもあると思います。そこは公募をして、どういったところが応募されるかというところで決まってくると思います。

(長崎委員)

今の時点で1つかとかいうのは全然決まっていないということですね。

(吉谷スポーツ振興課長)

はい。

(長崎委員)

ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。

国スポの会場になった本部があったところは、これのDの場所ですか。

(吉谷スポーツ振興課長)

はい、そうです。

(丹宗教育長)

駐車場、車は何台ぐらい止められるんですか。

(スポーツ振興課田中係長)

56台です。

(丹宗教育長)

分かりました。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、特に質問がなければ、これで本件についての報告は終わります。

日程6 その他

(丹宗教育長)

次に、日程6、その他です。

何かありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、ここからは会議冒頭で承認いただきました非公開事項の審議となりますので、傍聴者は退席してください。

また、本議案に関係のない事務局職員につきましても退出をお願いします。

ここで8分ほど休憩を取って、15時20分に再開します。

**【非公開】**

(丹宗教育長)

では、会議を再開します。

第42号議案『職員（管理職）の人事異動について』、説明してください。

**【公開】**

(丹宗教育長)

これで3月の定例教育委員会を閉会します。

終了時間 午後3時45分